

令和 7 年度 佐野市行政経営方針

令和 6 年 1 0 月

佐 野 市

目 次

1. 行政経営方針策定の目的.....	1
2. 行政経営の基本方針.....	2
(1) 効率的な行政経営.....	2
(2) 持続可能な財政運営.....	2
(3) 職員の能力向上.....	3
(4) 市民との協働.....	3
3. 令和7年度の取組.....	4
(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進.....	4
(2) 総合計画を推進する組織編成.....	4
(3) 受益者負担の適正化.....	4
(4) 市有施設の適正配置の推進.....	4
(5) 民間活力の導入.....	4
(6) 決算状況を反映した予算編成.....	4
(7) 新たな財源確保の推進.....	4
(8) 職員の育成と人事管理.....	5
(9) 協働による自治の推進.....	5
(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進.....	5
4. 重点施策の選定と各施策の取組方針.....	6
(1) 重点施策.....	6
(2) 各施策の取組方針.....	7

本文中の

- ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・こども計画
- ・食品ロス削減推進計画

については、令和6年度末までの策定を予定しております。

令和7年度 佐野市行政経営方針

1. 行政経営方針策定の目的

第2次総合計画の将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現、さらには、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進による地域活性化や人口減少社会の克服に向け、これまでの取組と成果を引き継ぎつつ、「人とのつながり」を重視するとともに、「デジタルの力」の活用を図り、さらに発展させていくことが求められている。

近年、地球温暖化による気候変動の影響により、大型化した台風や集中豪雨、猛暑・酷暑等の異常気象による自然災害が全国各地で頻繁に発生しており、さらには、令和6年元日に発生した能登半島地震を踏まえ、また、近い将来に発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ巨大地震への備えとして、官民連携のもと地方公共団体が相互に連携できる体制を構築することが必要である。

本市においても、令和元年東日本台風では、かつて経験したことのない甚大な被害をもたらされるなど、災害を教訓とした市民の安全・安心を守る施策に継続して取り組むとともに、官民連携、地域間連携による災害対応力をより一層高めていかなければならない。

また、3年間のコロナ禍を乗り越え、経済は回復しつつあるものの、社会経済活動の活性化に向けた取組や物価上昇を上回る所得と生産性の向上に向けた企業の下支えも同時に進める必要がある。さらに、不安定な海外情勢等による原油価格や物価高騰、金融不安への懸念に加え、急激な少子化に起因する人口減少の加速化による地域経済の縮小や労働人口の減少により、社会インフラ及び地域コミュニティの維持が困難になることが想定されるなか、経済、社会のグローバル化やデジタル化の急速な進展により、様々な分野において、国際的な相互依存関係が深まっているなど、社会環境は大きく変化してきている。

一方で、本市の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては健全段階を維持しているものの、人口減少・少子高齢化への対応、市有施設の老朽化対策などの構造的な課題により、今後、非常に厳しい財政運営になることが想定される。

このような状況下だからこそ、第2次総合

2. 行政経営の基本方針

第2次総合計画中期基本計画のまちづくりの基本理念である「進化する佐野市」、「選ばれる佐野市」の実現や各施策の目標を達成するため、部局間連携による横断的な取組を円滑に進めるとともに、事務事業の執行にあたっては、行政経営システムを活用し、計画と予算・決算、組織編成、人事管理・人材育成との連動により、財源の配分について検証し、事務事業の抜本的な見直しや歳入の確保を図るとともに、市民との協働による自治を進め、デジタル技術を活用した市民生活の質の向上や地方創生による地域の活性化を目指し、将来にわたり持続可能な行政経営を推進する。

また、物価高騰等に対する市民生活や地域経済の下支え、防災・減災対策に加え、頻発している自然災害等への迅速かつ柔軟な対応を推進するための「国際防災拠点さの」の取組、こどもたちの明るい未来のための教育と子育て環境の充実や若者が結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえられるこどもまんなか社会の実現に向けた取組、交流人口の増加や経済交流の促進につながる海外展開を進めるとともに、多文化共生の地域づくりの土壌となる国際戦略の策定に向けた取組を進める。

（1）効率的な行政経営

行政改革大綱及び業務改善計画を推進することにより、限られた行政資源の有効活用による質の高い行政サービスの提供の実現に向け、人と財源の再配分を実現するなど社会情勢に見合った適正な行政改革を進めるとともに、受益者負担の適正化を図り、市民の費用負担の公平性を確保する。また、市有施設適正配置計画に基づき施設の将来更新費用の縮減を図る。

あわせて再構築を進めている行政経営システムを踏まえて行政評価等の適切な運用を行うとともに、デジタル技術の活用により、事務の効率化と付加価値の向上を図る。

（2）持続可能な財政運営

歳入について、国においては

（３）職員の能力向上

職員人材育成基本方針に基づき、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成を推進し、高度化・多様化する市民ニーズに応えるために、職員に求められる能力の向上を図る。

また、職員の能力を最大限に発揮させるための適正な人事管理を行い、さらには働き方改革の推進による職場環境の充実に努める。

（４）市民との協働

協働への理解と市民活動への参画を促進するとともに、市民、町会、市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの特性を生かした適正な役割分担と相互連携により、地域活動の充実及び地域課題の解決に柔軟に取り組めるよう、協働による自治を推進する。

3. 令和7年度の取組

行政経営の基本方針に基づき、令和7年度は以下の取組を行う。

(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進

行政経営システムの再構築により、新たな「総合計画の進行管理及び課題管理シート」を活用した施策評価を行い、施策の目的・目標を達成するために必要な事務事業を選定する。

第5次行政改革大綱及び業務改善計画に基づき、事務事業の抜本的な見直しや廃止等を積極的に実施し、事務事業の選択と集中を推進する。

(2) 総合計画を推進する組織編成

総合計画後期基本計画に掲げられる施策を見据え、新たな行政課題、多様な市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応するため、効率的・効果的に行政サービスが提供できる組織体制の整備を行う。

(3) 受益者負担の適正化

社会情勢の変化を踏まえて、受益者負担の適正化に関する指針に基づく見直しを行う。

(4) 市有施設の適正配置の推進

市有施設適正配置計画に基づき、各施設の見直しの方向性に沿った具体的な取組を推進する。

(5) 民間活力の導入

業務改善計画及びPPP／PFI手法導入優先的検討方針に基づき、効率的・効果的な施設整備や行政サービスの提供につながるものについて、民間委託等の導入を積極的に推進する。

(6) 決算状況を反映した予算編成

決算状況、財政分析指標を踏まえ、行政経営システムを活用し、施策や事務

(8) 職員の育成と人事管理

職員人材育成基本方針に基づき、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、各種研修を実施するとともに、方針の見直しを検討する。

人事配置については、自己申告制度の活用を図るとともに、女性職員の活躍を推進するため職域拡大や能力開発等に取り組み、女性管理職人材の層の拡充を図る。また、人事評価を職員の任用の基礎資料として活用し、適正な人事管理を進める。職員数は、第3次定員管理計画に基づき適正な定員管理に取り組む。さらに、定年延長となった職員及び再任用職員が持つ長年の知識や技能を他の職員に円滑に継承するとともに、当該職員が活躍できる職場環境の整備に取り組む。

多様な働き方を見据えた柔軟な勤務体制の実現に向けた取組を推進する。また、メンタルヘルス不調の未然防止、早期発見のための取組や長時間労働の是正、休暇取得の推進などの働き方改革を推進するとともに安全衛生体制の充実を図り、働きやすい職場づくりに努める。

(9) 協働による自治の推進

ボランティア活動、市民活動への参画と協働への理解促進を図り、新たな担い手の発掘、人材育成を行う。

新規及び活動中の市民活動団体の自主的な取組への支援と連携により、協働可能な事業の推進を図る。

地域担当職員の活用並びに町会長連合会等の運営に対する支援と連携を行い、協働により地域課題の解決に取り組む。

また、市民や企業、NPOなど様々な担い手とのネットワークを生かした重層的な対応により、複雑化・多様化している行政課題の解決に取り組む。

(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標と具体的施策のKPIに設定した目標値の達成に向けた効果的な事業推進を図るとともに、国のデジタル田園都市国家構想関連交付金を活用し、本市の地方創生の深化を図る。

4. 重点施策^{※1}の選定と各施策の取組方針

第2次総合計画中期基本計画政策体系に定める40施策において、政策会議における施策貢献度評価^{※2}・施策優先度評価^{※3}を参考に施策の総括を行い、成果向上及び人口減少の克服と地域活力の向上を図るために重点的に取り組む必要がある事業が含まれる次の14施策を令和7年度の重点施策として選定した。

また、施策ごとに取組方針を示し、これに基づいた事務事業の運営を行うこととする。

※1 総合計画及び地方創生を推進するために取組を強化すべき施策のこと

※2 各施策の成果実績を踏まえて、各施策が本市のまちづくりをどれくらい推進することができたのかを明らかにすることにより、令和7年度に成果を向上させなければならない施策を検証するもの

※3 各施策と市長公約、地方創生、コンパクトシティ及びスマートシティ等との関連性を検証するもの

(1) 重点施策

- ① 活力ある商業・鉱工業の振興
- ② 企業誘致の促進
- ③ 移住・定住の促進
- ④ 心と体の健康づくりの推進
- ⑤ こどもの健やかな成長と子育て支援
- ⑥ 子育てしやすい環境の確保
- ⑦ 豊かで健やかな長寿社会の実現
- ⑧ 特色ある教育と心の教育の推進
- ⑨ 安全で安心して学べる教育環境の整備
- ⑩ 消防・防災体制の充実・強化
- ⑪ 快適で質の高い住環境の整備
- ⑫ 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進
- ⑬ 国際交流・地域連携の推進
- ⑭ デジタル技術の活用と普及

(2) 各施策の取組方針

政策会議で協議、決定した各施策の取組方針は、以下のとおりである。

施 策 名	取 組 方 針
(111) 活力ある商業・ 鉱工業の振興 (重点施策)	・雇用協会と連携して、高校生の就職を応援する市内事業者のマップ作成等、市内雇用に対する事業所の情報発信を行い、事業者の人材確保を促進する。 ・市内経済の振興策としての商品券事業を実施する際に、デジタル商品券導入に向けた検討を進める。 ・市内事業者の安定経営に向け、既存の各種補助制度の適切な活用を促すとともに、国や県の動向を注視しつつ、商工団体と連携し、脱炭素経営に向けた支援を検討する。 ・商工団体をはじめとした関係機関とのネットワーク事業を進め、創業しやすい環境整備に向け、引き続き創業者フォローアップ事業を行うとともに、高校生などの若い世代に対し創業に関する講座等を継続し、創業への理解と問題解決力を深める機会を提供する。 ・今後、本市が策定する国際戦略に基づき、商工団体と連携し、クリケットを通して来佐する海外、特にインドが望む経済交流に向けた情報を収集するとともに、市内事業者の海外への販路拡大や進出に関する意向調査を実施する。また、市内企業の人材不足に関する情報の収集にも努める。
(112) 企業誘致の促進 (重点施策)	・国道 50 号沿線開発（西側エリア）のスケジュールに沿った産業団地整備を図るため土地利用方針を明確化し、該当区域の市街化区域編入等、都市計画決定に向けた諸手続きを進める。 ・運営事業者とともに、コミュニティ・ワーキングスペースを利用する企業間の連携を促す。 ・佐野市企業立地促進条例や佐野市民間産業用地整備促進条例等の各種支援制度を周知し、民間事業者の設備投資等の促進を図る。 ・地域未来投資促進法に基づく重点促進区域に位置づけた植下町 65 ha に関し、積極的に企業誘致を図る。
(113) 出流原 P A 周辺 開発の推進	・地域未来投資促進法をはじめとした民間事業者に対する支援制度を活用し、民間事業者による開発整備を誘導する。 ・佐野インランドポートの安定した施設運営に取り組むとともに、今後の施設運用の活性化と方向性を検討する。

施 策 名	取 組 方 針
(121) 中心市街地及び 地 域 市 街 地 の 活性化	・既存のイベントと連携し、まちなか活性化ビル、ばるぼーと、まちなか賑わい空間、まちなかサロンといった拠点施設の有効活用を図るとともに、まちなかに出店した店舗と既存の店舗、地域住民等が意見交換できる仕組みを構築する。 ・中心市街地、地域市街地の空き店舗調査により、作成したマップをもとに空き店舗バンク構築に向けたデータの取りまとめを行う。また、各団体等と連携し所有者の意向確認、利用希望者とのマッチングを進めるとともに、出店した店舗と連携し民間主体の回遊イベントが開催できるよう働きかける。また、さのまちづくり株式会社の経営基盤の整備及び強化策を検討する。 ・さのまちづくり株式会社や不動産事業者との連携により、空き店舗情報の共有と空き店舗の活用補助の周知を図る。また、宇都宮大学の地域プロジェクト演習を通し、学生や地域住民と連携し地域市街地の状況調査を実施する。 ・市道佐野 57 号線の整備にあたっては、令和 10 年完了に向け駅南公園西土地地区画整理事業の建物等の移転・補償、工事を計画的に進める。また、「戦略的まちなか活性化エリア」の活性化に向けた意見の取りまとめを図る。 ・株式会社足利銀行佐野支店跡地を中心とし、民間主導によりまちなかエリアの価値を高めるための具体策について取りまとめを行う。

施 策 名	取 組 方 針
(122) 都市型農業の推進	・園芸作物の新規就農者の確保及び定着のため、就農を考えている方へ情報提供を行っている県のポータルサイト「トチノ」を活用するとともに、関係機関と連携し研修対象となる品目の充実を図る。 ・関係機関と連携し、新規就農塾や補助事業の活用についてのPRを行い、就農しやすい環境を構築する。 ・いちごを中心とした施設園芸作物の施設導入を促進することにより、生産基盤を強化し、安定した生産を支援する。 ・収益性や生産性の向上につながる施設・設備の導入に対し、関係機関と連携し農業者へ補助事業の周知や活用を推進する。 ・地元農作物への関心、理解を高め地産地消を推進するため、新たなレシピの作成、レシピ集の周知、料理教室の開催を行うとともに、こども達への生いちごの提供を継続して実施する。 ・農地の集積・集約面積を増やすことで経営規模の拡大を図るため、農業者に対し、農地中間管理機構が実施している機構集積協力金交付事業について周知し、活用を推進する。 ・市農業再生協議会の水田収益力強化ビジョンに沿った高収益作物の作付けを促進し、経営所得安定対策を推進する。 ・県、市土地改良区、各水利組合等と協議調整し、圃場整備事業の推進や用排水路等農業用水利施設の改修を進める。 ・市多面的機能支払交付事業推進協議会が活動組織を支援することにより、自然環境の保全、良好な景観の形成等農業の有する多面的機能の発揮に結び付ける。 ・関係機関と連携し、先進技術導入に対する補助事業を周知することで活用を促す。
(123) 中山間地域の活性化	・森林管理に精通した専門員の雇用により、森林経営管理制度を着実に推進し、森林の適切な経営や管理の促進を図る。 ・中山間地域のむらづくり団体等が抱える課題の解決に向け、国県等の各種支援制度の活用を促し、関係機関と連携した地域づくりを支援する。 ・中山間地域のむらづくり団体等の活動に対し、関係機関と連携し新たな担い手の掘り起こしなどの支援を行う。 ・野生生物との共生を目的に放任果樹の伐採支援に取り組み、電気柵や侵入防止柵の設置支援を継続する。また、有害鳥獣の捕獲を継続し、農林業や人への被害の防止に努める。 ・市管理林道の通行の安全性を維持するため、林道の改修や修繕等適切な維持管理を行い、林業者の作業効率を向上させる。 ・公共建築物等における木材利用の促進や、森林整備の促進、新たな林業支援策などに森林環境譲与税を活用するため、関係機関と協議を行う。

施 策 名	取 組 方 針
(211) ひとを集める 観光戦略の展開	・観光消費額の増加を図るため、地域DMOと連携し、ナイトタイムエコノミーにつながる事業を実施する。 ・地域DMOを中心とし、市内観光事業者と連携した観光イベントの開催や飲食プランの提案等に取り組む。 ・県や近隣市町、観光事業者や鉄道事業者等と連携し、林道を活用した広域的な観光PRに取り組む。 ・地域おこし協力隊員や企業等と連携し、飲食店等の外国語対応やインバウンド向けにインフルエンサーを活用し、動画等を発信する。また、農泊や民泊等に協力してもらえる市民ネットワークの構築を他市の取組を参考に研究する。 ・地域DMOがMICE事業を推進するための支援を行うとともに、各種大会の主催者に参加者や来場者向けの歓迎・サポートの提案を行う。 ・フィルムコミッションのホームページの充実やSNSを活用した情報発信を行い、ロケの誘致及び観光誘客を図る。 ・観光ボランティアガイドのスキルアップのため、オリジナルガイドや視察研修を行う。また、観光ボランティアガイドが活躍できる機会を提供していく。
(212) 魅力ある観光資源 の開発と整備	・みどり市と周遊観光の推進に係る協議会を設立し、周遊コースやイベント等を企画、実施することにより、観光誘客を図る。 ・観光協会や近隣市町と連携し、観光の回廊化を図るための新たな観光ルート等を検討する協議会の設置に取り組む。 ・地域DMOを中心とし、企業や学生等と連携して新たな特産品や名産品等の開発を行い、観光誘客を図る。 ・観光客が安全・安心に利用できるように、観光施設の計画的な修繕や改修等を実施する。また、今後の施設のあり方について、民間活力の活用を含めた検討に取り組む。 ・老朽化した観光案内看板を計画的に改修する中で、インバウンド向けの看板に改める。 ・それぞれの体験型宿泊施設の特徴を生かした体験メニューを利用者のニーズに合わせ、内容の充実を図る。また、施設の効果的なPRを行い宿泊者の増加につなげる。

施 策 名	取 組 方 針
(221) スポーツツーリズムの推進	・日本クリケット協会と連携し、クリケット国際大会等を積極的に誘致していく中で、今後、本市が策定する国際戦略に基づき、他分野の交流につなげる。また、国際クリケット場として求められる施設整備を行う。 ・栃木県スポーツコミッション等による合宿等のマッチングシステムを活用し、新たな合宿等の誘致を図る。 ・クリケット大会で来訪する外国人をターゲットに、歓迎・サポートや地域DMOが行う市内観光案内及びツアー商品の販売に向け地域DMOと連携し、経済交流の振興を図る。 ・各種大会会場において、本市の魅力を伝え、市内回遊につながるよう、地域DMOや企業と連携した取組を行う。 ・スポーツボランティアについての理解促進を図るため、SNSや広報さのを活用し、継続的に情報発信を行う。 ・日本クリケット協会と連絡調整を行い、全庁的にクリケットを活用した事業に取り組む。 ・国民体育大会のレガシーを継承して行う各種大会・イベント等に、佐野市スポーツ推進基金を活用し、大会運営の充実を図る。
(222) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備	・部活動の地域への全面移行に向けて、各種スポーツ団体等との協議を進め、運営を担う新たな団体の設立を検討する。 ・部活動地域移行推進計画に基づいた部活動の地域移行を進めるため、指導者の派遣登録システムを構築して確実に確保するとともに、指導力の向上を図る。 ・各種大会・イベント等において、参加者・関係団体にアンケート調査を実施し、内容の充実を図る。 ・スポーツ医科学センターの知見を活用し、市民の運動習慣の改善をサポートし、健康維持・増進を図る。 ・スポーツ振興くじ助成金を活用した施設の改修を進めるとともに、佐野市運動公園外公園施設長寿命化計画に基づき施設の改修を行う。

施 策 名	取 組 方 針
(231) 文化芸術活動の 推進	・文化会館リニューアル事業に関し、令和9年4月のリニューアルオープンに向けた事業の進捗管理を行うとともに、令和8年4月からの予約受付業務開始に向けて利用料金や運用方法等を整理し、例規整備を行う。 ・文化協会の業務効率化と活動の活性化を図るため、相談支援を行う。また、若年層が文化芸術活動に関心を持てるようになるための取組を行う。 ・こどもの頃から良質なものに触れ、文化芸術に親しむ大人に育つように、アーティストが学校を訪問するアウトリーチ事業を有効活用する。 ・天明鋳物の活用に関し全庁的に取り組むための情報共有や鋳物事業者への橋渡しを行う。また、商品開発や販路開拓とあわせ、歴史文化面でのPR強化のための地域おこし協力隊員による活動を支援する。 ・吉澤記念美術館所蔵の伊藤若冲「菜蟲譜」の公開を定例化し、来館者増につなげる。あわせて、所蔵美術品のデジタル化について、県の事業と連携して進める。 ・天明鋳物の資料や生産用具、作品のほか、市が所蔵する美術品等の収蔵施設の研究にあたり、現状の所蔵品の数量及び所蔵状況や他市の状況等の調査を進める。
(232) 歴史・文化資源の 継承と保存	・唐沢山城跡二の丸石垣整備（地形復旧）工事に向け、石垣カルテや整備基本計画により実施設計を行う。 ・唐沢山城跡整備基本計画に基づき、唐沢山城跡の保存・整備・活用を推進する。 ・唐沢山城跡の整備・調査を進める。 ・唐沢山レストハウスや郷土博物館等の施設において、デジタル技術の活用を図りつつ、発掘調査や整備状況についての情報発信を行う。 ・企画展や講座の開設に際して、市民ニーズの把握と魅力的なテーマ設定により、話題性のある事業を企画し、広くPRすることで郷土博物館等の入館者の増加を図る。 ・文化遺産を総合的に保存活用していくための「（仮称）佐野市歴史文化基本構想」の策定に向け、他市の策定内容等を参考に具体的な検討を進める。 ・天明鋳物生産用具の保管等について、必要となる保管場所（収蔵庫）の規模、機能等を検討し、閉校した学校など公共施設改修等を想定したシミュレーションを行う。

施 策 名	取 組 方 針
(241) 都市ブランド戦略 の推進	・第4次佐野市シティプロモーション推進基本計画を策定する。 ・本市の魅力や地域話題などについて、シティプロモーションの素材として活用するとともに、佐野ブランド大使等と連携し、情報発信を行う。 ・市民の郷土愛の醸成を図るため、本市の魅力を集約し、市民向けに発信する取組を検討する。 ・さのまるが出演する動画やイベントについて、アクセス数や来場者等の実績について検証し、効果的な運用につながる分析をすることで、アクセス数の向上と来場者数の増加を図る。 ・さのブランドの市内外での認知度向上を図るため、さのブランド認証事業者協議会と共同でプロモーション活動を実施する。
(242) 移住・定住の促進 (重点施策)	・移住コーディネーターを活用し、移住に関する相談や移住交流会等を行うとともに、住宅情報（空き家等）を紹介し、本市への移住につなげていく。 ・人口ビジョン等のデータを活用し、地域特性を分析する地域アプローチの手法を活用し、既存事業のブラッシュアップを図るとともに新たな事業を創出することで転出超過の緩和を図る。 ・移住定住ポータルサイトの充実を図るとともに、情報を伝えるターゲットを明確にした上で、SNSや動画等を活用し効果的な発信を行う。 ・本市に通勤・通学する方などが、関心から関わりへとつながる取組を検討するとともに、「佐藤の会」等の取組を推進し、関係人口の更なる拡大を図る。
(311) 心と体の健康づくり の推進 (重点施策)	・特定健康診査、がん検診、歯周疾患検診等の受診率を向上させるため、協力企業と連携して受診勧奨を行う。また、特定健康診査と大腸がん検診をセットで受けられるよう関係機関と調整する。さらに、女性特有の疾患に対応できるよう検診の内容を検討する。 ・佐野市健康長寿推進条例に基づき、健康サポートさのの支部活動や協力企業と協働する健康づくり活動を更に進めることで、地域における健康づくり活動を活発化させ、平均寿命・健康寿命の延伸を図る。 ・健康アプリの費用対効果を検証し、内容の改善、充実を図る。また、健康づくりに関する庁内の取組のネットワーク化を図る。 ・自殺予防のためのゲートキーパー養成講習会の開催にあたっては、一般市民だけでなく協力企業にも働きかけ、市内のゲートキーパーを増やしてサポート体制を充実させる。また、遺族や関係者へのケアが行えるよう相談窓口の周知など情報発信を行う。 ・第2期計画の最終評価及び生活習慣調査の結果から、健康課題を抽出し、健康寿命の延伸を最終目標とするさの健康21プラン第3期計画を策定する。 ・熱中症を予防するため、クーリングシェルター設置施設の拡大をはじめとした各種取組を推進するとともに、情報発信を協力企業と連携して行う。

施 策 名	取 組 方 針
(312) 地域医療体制の 充実	・救急医療機関への支援を行うとともに、令和7年4月から保健センター内に移設する休日歯科診療所について、指定管理者制度を導入し運営体制の整備を行う。 ・医療従事者確保のため、佐野市医師会附属佐野准看護学校と協力し、復職希望者にも周知範囲を広げ、准看護師の資格取得の情報提供を行う。 ・かかりつけ医を持つことへの理解を深めるため、協力企業と連携し、積極的に情報発信を行う。 ・持続可能な医療体制を確保するため、佐野市民病院に対し、民間譲渡に関する基本協定書に基づく支援を行う。 ・県との連携や、へき地医療拠点病院である佐野市民病院・佐野厚生総合病院の協力を得ながら、へき地診療所4箇所を含む5箇所の国民健康保険診療所の安定運営を維持する。
(313) 感染症対策の推進	・佐野市医師会等と連携し、各種予防接種が適切に接種できる体制を維持するとともに、デジタル予診票の導入により利便性の向上を図る。また、国の動向や市民の要望等を考慮し、新たな任意予防接種の内容について検討する。 ・国や県を参考に、佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。また、新たな感染症の発生時や感染拡大時に迅速に対応できるよう、佐野市医師会等と連携を図る。 ・様々な感染症の全国的な広がりや県内の発生状況を注視し、必要な情報収集を行うとともに、市ホームページやSNSなどを活用した情報発信のほか、健康まつりなど各種イベント時におけるチラシ配付により、市民に対する感染症対策の周知を強化する。

施 策 名	取 組 方 針
(321) こどもの健やかな成長と子育て支援 (重点施策)	・とちぎ結婚支援センターや民間と連携し、様々な情報を発信するとともに、地域アプローチの手法を踏まえ、新たに出会いをサポートする事業の創出を図る。また、こども家庭センターが中心となり、妊娠期から子育て期の包括的かつ継続的な支援を行う。 ・支援を必要とする妊産婦が産後ケアを利用しやすいように経済的負担の軽減並びに利用促進を図るため新たな支援策の検討を行う。 ・乳幼児健診の必要性について周知・啓発を図るとともに、出産から子育て期の切れ目のない支援を徹底する。 ・児童養護施設等と連携し、こどものショートステイの更なる利用促進を図るなど、社会的養育を推進する。 ・児童虐待の周知・啓発を徹底し、要保護児童対策地域協議会の活用等により、要支援児童とその家庭に対し、個々に応じた支援を行う。また、地域ネットワークを強化することで、こども食堂の活用、こどもの居場所づくりなど、こどもの貧困対策を推進する。 ・ひとり親家庭の自立のため、高等職業訓練促進給付金や資格試験受験料助成制度を周知するとともに、きめ細やかな相談対応により一人でも多く就労につなげる。 ・栃木フォスタリングセンター及び県南地区里親会と連携するとともに、支援体制の強化として、市主催の民間団体等の会議や様々なイベント等で里親制度の普及・啓発を行い養育里親の増加を目指す。 ・ヤングケアラーとその家庭の早期発見のために、アンケートの調査対象者を拡大し、正しい理解の促進及び相談窓口の周知を行い、適切な支援につなぐために関係機関との連携強化を図る。 ・働きやすい職場づくり啓発懇談会など、市内企業が集まる会議等において、子育て世帯が働きやすい職場づくりのための周知・啓発を継続的に実施する。 ・子育てアプリの機能拡充により、既存の事業やイベント等で子育て世代が集える場を創出するなど、子育てに喜びを感じられる環境を整備する。 ・出産子育て応援交付金及び子宝祝金や医療費助成、幼児教育無償化等により子育て世帯への経済的負担の軽減を図るとともに、こども家庭センターによる専門的相談支援及び保育園、幼稚園等の地域子育て相談機関と連携し心理的負担の軽減を図る。

施 策 名	取 組 方 針
(322) 子育てしやすい 環境の確保 (重点施策)	・こども誰でも通園制度の令和８年度からの本格的な開始を見据え、試行的に実施する。 ・近隣の保育士養成学校訪問等により、保育士の確保対策を進める。 ・東京大学との連携協定に基づく研究事業への参画や、すこやか保育研究会等、民間施設も含めた合同研修等の実施により、本市全体の保育者の資質向上を図る。 ・こども計画のニーズ調査の結果及び小中学校適正規模・適正配置基本計画に基づく整備等を考慮し、こどもクラブの適正配置を進める。 ・各委託クラブからの報告書や執務日誌の確認、毎月の主任者会議への出席等を行い、委託事業者との情報共有・連携を図り、適正な運営を進めていく。 ・令和６年度実施の「公立こどもクラブの運営に関するアンケート」の意見等を分析し、こどもクラブの開所時間の延長を検討する。 ・こどもの国の運営について、魅力度アップにつながるような施設利用、イベント等を実施する。児童館については、館長会議のほかに、児童厚生員を含めた情報交換会を開催し、来館者を増やすための協議を行い、魅力ある行事、イベントを増加させる。加えて、それぞれ今後の運営方法について検討していく。

施 策 名	取 組 方 針
(331) 豊かで健やかな 長寿社会の実現 (重点施策)	・次期高齢者保健福祉計画策定のため、地域包括支援センターと連携し、ニーズ調査を実施することで、サポートのない認知症の方及び家族等の実態を把握する。 ・高齢者が毎日いきいきと健康に過ごせるよう、町会等の団体や地域包括支援センター等と連携して介護予防教室、通いの場の周知・啓発を積極的に行い、利用促進につなげる。 ・佐野市シニア地域デビュー条例に基づき、シニア世代の社会参加を促進するため、情報格差の解消や情報活用の講座を幅広いシニア層に拡大する。 ・シニアクラブやふれあいサロンの会員数減少を抑制するため、アンケート調査を踏まえた魅力的な会の運営を支援する。また、町会や地区社協等が通所・訪問サービス事業を新たに開始するために、生活支援コーディネーターを活用したきめ細やかな支援を実施する。 ・介護人材を安定的に確保するため、労働環境や処遇の改善に係る事業者への指導を継続するとともに、介護未経験者を対象とする入門的研修を実施する。 ・後期高齢者医療保険制度の安定化に努めるため、佐野市医師会等と連携し健康診査の受診率の向上を図る。 ・介護保険制度及び後期高齢者医療保険制度の安定した運営のため、臨戸訪問による催告や滞納処分の強化を図るとともに、口座振替やスマートフォンによる決済を促進する。 ・適切な介護サービスを確保し、介護給付等に要する費用を効率的・効果的に活用するため、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検及び縦覧・医療情報との突合点検などの取組を継続実施する。 ・高齢者のバス・タクシー助成制度について、利用環境の向上やデジタル化による費用対効果も含めた導入検討を行う。また、高齢者の自立した外出支援に向けた取組を実施する。 ・認知症地域支援推進員による町会・学校・事業所等向けの認知症サポーター養成講座を開催する。また、市職員向けの講座を開催し、共生社会の実現に向けた取組を全庁的に進める。 ・高齢者福祉事業の見直しを検討するため、既存事業の有効性を検証する。

施 策 名	取 組 方 針
(332) 障がい者の社会参加と自立の推進	・ひきこもり当事者やその家族を支援するため、定例相談、ひきこもりサポーターとの情報共有を行うとともに、支援団体と連携し、居場所づくりの取組を進めていく。 ・医療的ケア児への対応について、自立支援協議会の専門部会において、受入れ側である通所支援事業所への意見聴取を行い、課題と諸条件について整理を行う。 ・介護者の緊急時に、在宅で単身での生活が困難な精神障がい者等の一時的な受入れについて、相談支援事業所等と連携し支援体制の拡大を進めていく。 ・意思疎通を支援できる人材確保のために、佐野市社会福祉協議会と連携し手話や点訳等の奉仕員養成講座を実施する。 ・障がいに対する理解啓発、事業所の障がい者雇用促進のため、広報媒体等の活用、商業施設等でのイベントの開催等、関係団体と連携し、市民や事業所等へ理解促進を図る。
(333) 地域福祉の推進と生活保障の確保	・地域福祉体制、活動の充実を図るため、社会福祉協議会の運営や民生委員児童委員の活動への支援、民生委員児童委員の改選に向けた定員の確保並びに孤独・孤立対策のための地域における支援ネットワークについての検討を行う。 ・生活保護制度の適正運営のため、ジェネリック医薬品の使用や重複頻回受診者・重複服薬者への指導、早期受診・治療の啓発等を実施して医療扶助費の適正化を図るとともに、関係機関等と連携し、稼働年齢にある就労可能な保護受給者への自立に向けた就労支援を行う。 ・国民健康保険制度の安定化のため、きめ細やかな納付相談及び制度啓発を図るとともに、重症化予防等の医療費適正化事業を実施する。 ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、関係機関との連携により就労支援を含む包括的な相談支援事業や、困窮世帯における中学生の学習意欲向上のための学習支援事業を実施する。 ・避難行動要支援制度について理解が得られるよう、制度内容や個別避難計画における個人情報提供の必要性について丁寧な説明を行い、個別避難計画作成への同意者の増加を図るとともに、各種メディアやイベント等を活用し制度周知を行う。 ・日本年金機構（栃木年金事務所）と連携し、国民年金の受給資格要件の確保に向けた制度の周知・啓発を図る。

施 策 名	取 組 方 針
(411) 特色ある教育と 心の教育の推進 (重点施策)	・英語教育に関わる教員の各種研修を通して、教員の英語の指導力向上を図るとともに、小学生の英語体験学習会や中学生の海外派遣等を通して、児童生徒の英語力向上を図る。また、英語力向上に取り組む中で、今後、本市が策定する国際戦略に基づく国際的な視野を持つ人材育成に取り組む。 ・生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、教職員と保護者、市、スポーツ・文化関係団体等が連携して部活動の地域移行を進める。 ・児童生徒の学力や体力の向上を図るため、各学校の「一校一改革・一挑戦」の成果、各種調査の結果を踏まえ、学校訪問等において、教職員に対する適切な指導・助言を行う。 ・県教育委員会が実施する事業と連携を図り、学力向上の視点を重視した、各中学校区で実施する小中一貫教育に関わる研修を支援する。 ・義務教育学校の成果と課題、地域の実情を生かし、かえで義務教育学校の教育課程の編成に関する指導・支援を行う。 ・各学校、児童生徒の実情を踏まえて、さわやか教育指導員やみんなのまなびば支援員等を適切に配置し、児童生徒の個別最適な学びと支援内容の充実を図る。 ・巡回相談やスクーリングサポーターの支援により、特別な支援を必要とする全ての児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成を実現し、合理的配慮の提供について啓発・支援する。 ・教職員に対する研修の工夫・改善により、全ての教職員が1人1台端末等のICTを活用した授業ができるようにする。 ・地域産業及び人材との連携を強化し、各学校のキャリア教育の取組に対する支援を行う。 ・生徒、学生の就業機会の向上のため、資格試験等受験料助成について、義務教育段階からのキャリア形成の視点から、対象となる資格試験の拡充を図る。 ・義務教育の振興に向け、公私教育連絡協議会の枠組みを活用し市と公立・私立学校の連携協定を結ぶ。

施 策 名	取 組 方 針
(412) 安全で安心して 学べる教育環境の 整備 (重点施策)	・西中学校区小中一貫校の設計施工の着手及び城東中学校区小中一貫校整備に向けた調査等を実施する。 ・令和6年度の屋内運動場の空調設備における調査結果等を踏まえ、小、中、義務教育学校の屋内運動場の空調設備整備に着手し、全校の早期の整備を図る。 ・学校給食における安全管理を徹底し、老朽化した設備機器の改修を実施するとともに、調理委託と施設の維持管理も含めた包括委託について検討する。 ・給食費に未納がある世帯に対して、児童手当の「申出徴収制度」や臨戸訪問の実施により、収納率の向上を図る。 ・通学路の安全確保、登下校時の見守り活動等のボランティアの確保、防犯対策の取組を引き続き実施する。 ・奨学金貸付制度の見直しなどを継続的に検討する。 ・GIGAスクール構想に基づいた、学習系システムの維持管理を継続するとともに、ネットワークを含めたシステム機器の計画的な更新を図る。 ・小中一貫校の通学用バスについて、運行上の課題を把握し、効果的な活用方法を検討する。
(421) 生活を豊かにする 生涯学習の推進	・図書館、各地区公民館等の生涯学習施設を計画的に改修・修繕を行い、快適な学習の場の提供を図る。 ・幅広い世代、特に若い世代が生涯学習に取り組めるよう、多様な学習メニューを提供し、広報さのや市ホームページ、佐野ケーブルテレビ等の様々な媒体を利用して周知を図る。 ・オンラインによる遠隔地の講師等の活用やデジタルを活用した講座など、新たな学習ニーズへの対応を図る。 ・青少年を対象とする体験的な学習を実施するとともに、青少年健全育成のための学習活動を実施している青年団体を支援する。

施 策 名	取 組 方 針
(422) 教育を支える地域 づくりの推進	・コミュニティ・スクールの円滑かつ継続的な運営のため、発信力のある媒体の活用を図り、地域住民に対し効果的な情報発信を行う。 ・コミュニティ・スクールの全校導入に併せての学校地域応援団設置や放課後こども教室の充実のため、地域ボランティアの掘り起こしと研修を実施する。 ・いじめ問題等、児童生徒を取り巻く学校や家庭等の環境への働きかけや心のケアのため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを有効に活用する。 ・教育相談により、保護者、児童生徒の悩みや課題の把握に努め、いじめや各種課題の早期解決を図る。 ・保護者の子育てへの不安解消を促進するため、家庭教育を推進する講座や出前講座の内容や開催方法、周知方法を見直し、講師となる家庭教育支援チームの資質向上に向けた研修を実施する。 ・個別の支援が必要な家庭に対してアウトリーチ型の支援を推進するため、家庭支援チームや家庭教育オピニオンが出向いての相談や情報提供を行う体制の充実を図る。

施 策 名	取 組 方 針
(511) 消防・防災体制の 充実・強化 (重点施策)	・ハザードマップやさのスマートセーフマップの普及・啓発を継続し、効果的な情報発信を行う。 ・大規模災害を想定した実践的かつ具体的な総合防災訓練を実施し、防災関係機関との連携強化を図るとともに、市民や関係団体等の防災意識の高揚を図る。 ・支援体制の充実のため、「国際防災拠点の整備方針」も踏まえた災害協定の締結を働きかける。また、既存協定については見直しも含め再検討する。 ・自主防災会の新規組織化及び自主防災組織連絡協議会における組織間の協力体制の構築を促進し、災害時等の連携強化を図る。 ・防災士及び自主防災組織等が地域防災活動において連携・協力するために必要な支援を継続し、地域防災力の向上を図る。 ・飲料や食料の基準備蓄数量の変更に伴い、早期に基準を満たすよう努めるとともに、防災備蓄倉庫（既存施設も含む）を計画的に整備する。 ・避難行動要支援者の個別避難計画をもとに、関係機関と連携し、福祉避難所施設を提供する災害協定締結先との協力体制の構築及び支援体制を強化する。 ・令和6年度に実施する土地所有者へのアンケート調査をもとに、土地所有者と田んぼダム設置について協議を行う。 ・災害発生の予防や拡大防止のため、普通河川の改良を推進するとともに、県と連携して土砂災害危険箇所の流末排水路の整備を継続する。 ・危険空き家所有者への助言・指導等を行いながら、補助制度を活用した危険空き家の除却を促進する。また、空家法の改正や令和6年度実施の空家等実態調査結果を反映した、第3次空家等対策計画を策定し、空家等対策を推進する。 ・消防団活性化推進基本計画に基づき、消防団員の確保、消防団活動の活性化及び消防団組織の充実・再編を推進する。また、消防職員を救急救命士養成研修所へ派遣し、救命士の増員を図る。 ・消防指令センターについて、足利市との共同運用に向け、通信指令業務を一元化することにより即応体制を強化するための準備を進める。 ・震災時においても消防活動に必要な水利を確保するため、耐震性防火水槽や消火栓の設置・整備を行う。

施 策 名	取 組 方 針
(512) 交通安全・防犯・ 消費者対策の推進	・交通事故防止や被害の軽減に向け、警察署や学校及び関係団体などと連携し、積極的に交通安全教室や啓発活動を展開していく。 ・通学路を中心に危険箇所点検に基づき、改良を必要とする箇所の整備及び看板等の安全設備の設置・更新等を行い、交通安全施設の充実を図る。 ・町会等からの要望を踏まえ、カーブミラーなどの交通安全施設の充実を図る。 ・通学路等の危険箇所点検に基づき、幹線市道の歩道整備を推進する。 ・老朽化したカーブミラーや街路灯など交通安全施設の修繕・更新を行い適切な維持管理に努める。 ・これまでの見守り活動の普及・啓発に加え、デジタル技術等を活用した広報活動をさらに強化し、市民の防犯意識の高揚を図る。 ・街頭補導及び研修を行い、少年補導員の資質向上を図る。 ・消費者団体と連携し、PR活動、出前講座などを充実させ、正しい消費生活の啓発を図りながら消費者トラブルの防止に努める。
(521) 快適で質の高い 住環境の整備 (重点施策)	・東部9号雨水枝幹線等の整備を実施するとともに、内水ハザードマップを作成し、公表することにより、市民の防災意識の向上を図る。 ・住宅などの建築物の耐震化を促進するため、広報さのや市ホームページ等による周知に加え、戸別訪問により住宅の耐震化の補助制度について直接市民へ啓発を行う。 ・住まいづくりに必要な最新の情報を市ホームページ等により発信するとともに、市産材（木材・漆喰）を用いて住宅を新築する方に対し、その費用の一部を支援し快適な住まいづくりを推進する。 ・公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の給排水改修工事及び住戸改善工事等を実施するとともに、老朽化した市営住宅の統廃合・再編に向け、対象入居者の希望等の意向を確認しながら移転を進める。 ・利活用可能な空き家の所有者に対し、意向調査等を通して空き家バンク制度の周知と登録の促進を図りながら空き家の有効活用を推進する。 ・生活道路の整備や維持管理を行うとともに、橋梁長寿命化計画等に基づき橋梁等の補修工事を行う。 ・公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具等の更新やトイレの水洗化、施設のバリアフリー化を推進する。

施 策 名	取 組 方 針
(522) 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	・水道水の安定供給のため、老朽化が進む市の沢浄水場に代わる小中浄水場の整備を計画的に実施する。また、老朽管更新は、優先地区以外の導水・送水・配水管について考慮し、計画を見直しながら実施する。 ・水道の安全性確保に必要な紫外線照射装置等をコストの縮減を図りながら、飛駒浄水場に設置を進める。 ・上下水道事業ともに引き続き収入の確保と経費節減を図り、効率的な事業運営に努める。 ・新たな生活排水処理構想等の整備目標に従い、生活排水処理施設の整備を推進する。 ・ストックマネジメント計画に基づく、下水道施設の更新工事等を推進する。 ・単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進するため、撤去費用及び宅内配管工事費の補助を継続する。 ・浄化槽の保守点検や11条法定検査の実施について、広報さのや市ホームページ等で広くPRするとともに、未受検者に対し、個別通知により指導を行う。
(531) 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進	・市道1級1号線（都市計画道路3・4・201号高砂植下線）第3工区については、物件算定を実施し、用地買収及び物件補償を推進する。 ・幹線市道の整備継続路線を計画的かつ着実に整備推進する。 ・構想路線である南部幹線・西部幹線の県道としての位置づけ等、県道整備について引き続き県へ要望活動を行う。また、整備に必要な条件や課題、県・市の役割分担の整理を行う。 ・長期未整備となっている都市計画道路等のあり方について検討を行う。 ・立地適正化計画に基づく誘導施策等の更なる推進を図るとともに、これまでの成果や計画で設定した目標の達成状況等を検証し、必要な計画の見直しを行う。 ・小さな拠点の形成に向け取り組む団体の支援を行うとともに、各地区の地域課題の解決に向けたワークショップを継続して開催し、方向性をまとめていく。 ・地籍調査については、調査に必要な財源の確保に努め、佐野市地籍調査事業基本計画に基づき計画的に進める。 ・都市計画区域外における開発行為の動向を注視するとともに、引き続き町会や地域住民の土地活用の意向確認等を行う。

施 策 名	取 組 方 針
(532) 公共交通網の整備	・現在実施している施策や事業の進捗状況等を評価・検証し、更なる公共交通の利便性向上に向けた課題の抽出や整理を行い、第2次佐野市地域公共交通計画を策定する。また、デジタル化や新たな輸送サービスの導入に向けた、新モビリティサービス事業計画を策定する。 ・持続可能な移動手段を維持・確保するため、生活路線バスと連携した通学用バスや福祉輸送について、引き続き協議を進め、継続的・有効的な運行方法を検討する。 ・生活路線バスの乗り方教室等を開催し利用者拡大を図るとともに、引き続き生活路線バスの利便性向上及び効率的な運行を図るため、利用者のニーズや利用者数等の各種データに基づき、運行ダイヤや運行経路の見直し等を行う。 ・鉄道、タクシー等の既存公共交通が相互連携した利用環境の向上への取組を進め、市民サービスの向上や観光誘客の拡大につなげる。また、運行主体の異なる生活路線バスと佐野新都市線との連携について、関係機関と情報交換を行う。 ・公共交通空白地域における移動ニーズの把握に努め、地域に合った移動手段の確保に向けた取組を検討する。 ・新たなサイクル&バスライド駐輪場の指定や利用者の拡大に向けた普及促進活動に取り組み、生活路線バスの利用促進とバス利用者の利便性向上を図る。 ・新都市バスターミナルの維持修繕を行い施設の利用環境を改善し、交通結節点としての機能強化を図るとともに、施設自体の今後の利活用のあり方等についても検討を進める。

施 策 名	取 組 方 針
(611) ごみの発生抑制と 資源の有効活用	・継続的かつ安定的にごみの受入れ処理を行うため、みかもクリーンセンター焼却処理施設の基幹的設備改良事業及び長期包括運営管理委託事業について、発注支援事業を実施する。 ・廃プラスチックの分別回収・リサイクル処理に向け、循環型社会形成推進地域計画を策定する。 ・葛生清掃センターについて庁内検討委員会で協議し、今後の方向性や施設のあり方について検討する。 ・ごみの減量化・資源化を推進するため、町会での分別説明会やごみステーションでの分別指導、また、講座やイベント等のあらゆる機会を通して啓発活動を実施する。さらに、多量排出事業者に対し、ごみ減量化計画書の作成を依頼し、ごみ減量化の実効性を高める。 ・食品ロス削減推進計画に基づき、市民や事業者へ食品ロスの理解と普及を図るとともに、削減に向けた行動ができるように取組を推進していく。 ・家庭ごみの有料化、ごみ処理手数料について、社会情勢の変化を考慮しながら改定に向けた検討を行う。 ・廃家電製品の解体・堆積を行った業者に対して、町会や関係機関と協力しながら指導を継続する。 ・資源ごみ集団回収について、他市の状況等を調査し、回収量増加に向けて検討する。また、焼却灰について、リサイクルルートの状況を調査し、実現可能で安全・安心な処理方法を検討する。 ・環境衛生委員協議会不法対策部会と連携し、不法投棄防止に向けたより効果的な対策を検討し実施する。

施 策 名	取 組 方 針
(612) 良好な生活環境と豊かな自然環境の保全	・生活環境の保全を図るため、空き地の適正な管理、犬猫の適正飼養、野焼き禁止等について、一層の啓発を図るとともに、不適正管理等の原因者に対しての指導を強化する。 ・特定外来生物(クビアカツヤカミキリ等)による被害を最小限に抑えるため、県や近隣市町と連携し、防除対策について周知・啓発を図る。 ・公害を未然に防止するため、河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を行うとともに、関係機関と連携した公害パトロールを実施する。 ・地域の環境美化活動に取り組む団体を広報さのや市ホームページで紹介するとともに、市民の環境美化活動への自主的な取組の拡大に向け周知・啓発を実施する。 ・ごみ屋敷の解消に向け、関係機関と協力し原因者に対し指導等を継続するとともに、周辺の生活環境を保全していく。 ・水道水未普及地域における飲用水の安定確保のため、飲用水等給水施設整備費等の補助により支援を行う。 ・自然環境への関心を高めるため、自然観察会の開催や環境に関する啓発を行う。 ・無許可土砂埋立てについては、盛土規制法の運用開始に伴い、県と連携し指導を強化する。 ・里山林の整備を推進するため、広報紙等により制度を周知し、活用を広く市民に呼びかけるとともに、関係機関と連携した支援を行い、必要に応じて団体への説明も実施する。

施 策 名	取 組 方 針
(621) 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進 (重点施策)	・これまでに実施した再生可能エネルギーの活用に向けたポテンシャル調査で選定した施設において、順次、第三者所有モデル(P P A)方式を活用した再生可能エネルギー設備の導入を進める。 ・市、市民、事業者等による情報共有や協働した取組を推進するためのプラットフォーム組織を創設する。 ・市民や事業者等の更なる再生可能エネルギーの普及促進を図るため、現行の補助制度等のほかに、新たな支援メニューを検討する。 ・「デコ活」などの国民運動の実践について引き続き粘り強く取組啓発を行うほか、省エネ・創エネ・蓄エネに関する市民や事業者等の行動変容を加速させるため、親子イベント開催やC O 2 排出量の見える化など身近な取組、表彰制度の創設など奨励する取組、アプリ導入などデジタル技術を活用した取組を多角的に検討し、可能な取組から順に事業化する。 ・市民や事業者の模範となるよう、市有施設において省エネ対策や再エネ導入、公用車のE Vへの更新等のカーボンニュートラルに向けた取組を率先して進める。 ・民間活力による新たな再生可能エネルギー発電設備の立地に向け、各種支援制度や市内における調達可能量などの情報提供・相談体制の充実を図る。 ・「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」の更なる適正運用が図れるよう、相談段階から関連事業者等への周知・指導を強化する。 ・県が公表した地域脱炭素のための促進区域設定基準に基づき、本市の自然的社会的条件に配慮した脱炭素促進区域設定に向け、調査・検討を進める。

施 策 名	取 組 方 針
(711) 市民と協働した 地域づくりの推進	・各町会等の状況に応じ、実効性のあるデジタル化への取組を支援する。 ・市民活動センターと連携して、これからボランティア活動を始めようとする市民向け講座や、中学、高校の生徒や短大の学生を対象とした講座等を開催し、ボランティアや市民活動に関する啓発を行う。 ・高齢化や人口減少、感染症対策等に対応し、ＩＣＴを活用した市民活動に関する情報提供や団体間の連携等を推進する。また、市民協働推進員に対する研修や情報提供を行い、協働による事業を推進する。 ・市民活動参画支援事業や地域活性化支援事業等により、地域の活性化等に取り組む市民活動団体を継続して支援する。 ・地域の状況に応じた活動を地域と協働して実施できるよう、地域担当職員に対し研修や情報提供を行う。 ・町会長連合会及び会の内部組織である地域づくり検討部会と連絡を密にして情報を共有し、連携して課題の抽出及び解決を図る。 ・市民活動センターの事業や各種取組が充実したものとなるよう、指定管理者と情報共有を行うとともに、指導・助言等を行う。
(712) 個々の人権を尊重 する地域社会の 形成と男女共同 参画社会の実現	・女性事業主の比率が伸びている理由等を分析するとともに、家事・子育て・仕事などそれぞれの場面において、いきいきと自分らしく活躍できる女性活躍推進の方策を検討する。また、女性のキャリアアップ講座を実施するとともに、女性人材バンクの活用により、審議会における女性の登用を促進する。 ・差別や偏見をなくすため、インターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチなど、様々な人権問題に対する効果的な人権教育・啓発活動を実施する。 ・パートナーシップ宣誓制度の周知と性的マイノリティ（ＬＧＢＴ）の人権問題の理解促進を図る。 ・人権擁護委員や運動団体と連携して身近で安心して人権相談ができる体制を維持する。 ・ＤＶ未然防止のため啓発を実施するとともに、女性相談・ＤＶ相談等を充実させ、ＤＶ被害者の早期発見、早期対応を図る。あわせて困難な問題を抱える女性への支援のため、関係機関との連携や相談体制を維持する。 ・事業主と従業員の意識改革のための啓発を実施し、ワークライフバランスを推進する。

施 策 名	取 組 方 針
(721) 国際交流・地域連 携の推進 (重点施策)	・姉妹都市ランカスター市の経済や文化に関わる行政担当者や関係者と今後の交流等について協議を行う。 ・大学等が行う本市での研究や現地調査等に対し、研究フィールドの提供や地域住民との交渉など、積極的な支援を行い、本市の課題解決につなげる。 ・国際交流協会が進める国際交流の活性化に向けた活動や新規会員の確保について支援を行う。 ・多言語対応について、市ホームページだけでなく、SNSやチラシにも適用していく取組や外国人との共生に対する理解を深める取組について、今後、本市が策定する国際戦略に基づき検討する。 ・外国人登録者数の増加に対応するため、国際交流協会が行う講師の募集や周知について支援を行う。 ・本市の施策の推進に資する取組を行う企業等と積極的に包括連携協定を締結する。
(722) 市政情報の共有と 広聴活動の充実	・20～40 歳代を対象とした訪問型の市政懇談会を開催し、当該世代の市政への関心を高めるとともに、意見を集約し市政に反映していく。 ・広報さのの特集テーマについては、読者目線で興味を喚起する話題を厳選して掲載し、広報さのを読んでいる市民の割合の増加を図る。 ・市ホームページとSNSについて迅速で正確な情報発信ができる体制を整備するとともに、市ホームページのアクセシビリティの向上を図る。 ・市ホームページやSNSのアクセス状況について分析し、ニーズに応じた情報発信により、アクセス数とフォロワーの増加を図る。 ・市政に関するアンケート、佐野市への一言、パブリックコメントの取組について、市ホームページやSNSにより周知に努める。
(723) デジタル技術の 活用と普及 (重点施策)	・デジタルサービスの基礎となる情報連携基盤の共同利用について、県や市町と連携し取り組み、市民サービスの向上を図る。 ・わかりやすく使いやすいデジタルサービスを提供するとともに、利用者のサポートを行うことで情報格差の解消に取り組む。 ・デジタル化が急速に進展する現代の情勢に対応し、デジタルトランスフォーメーションやスマートシティの実現に向けた取組の伸展につなげるため、佐野市デジタル人材育成指針に基づく職員のデジタルスキルの向上を図る。 ・ペーパーレス会議や電子決裁システムの活用を通じて、紙に依存しない事務処理を推進し、行政効率の向上及び環境負荷の低減を図る。

